

夜勤職員配置加算について
(介護老人保健施設)

要件：夜勤を行う看護・介護職員の数が以下を満たすこと

利用者等の数が
40名以下

利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ1を超えていること

利用者等の数が
41名以上

利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ2を超えていること

例1) 利用者等の数が**35名**の場合

$35 \div 20 = 1 \text{ 余り } 15 \rightarrow$ **2名以上の配置が必要**

例2) 利用者等の数が**75名**の場合

$75 \div 20 = 3 \text{ 余り } 15 \rightarrow$ **4名以上の配置が必要**

要件：夜勤を行う看護・介護職員の数が以下を満たすこと

○留意点

- ・利用者等の数は、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数
- ・利用者等の数は、当該年度の前年度の平均を用いる。
- ・利用者数等の平均は、前年度の全利用者数の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。
この平均利用者等数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
- ・認知症ケア加算を算定している介護老人保健施設の場合にあっては、
夜勤職員配置加算の基準は、認知症専門棟とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

夜勤時間帯及び夜勤を行う職員数の算出方法について

夜勤時間帯とは

午後10時から午前5時までの時間を含めた**連続する16時間**をいう。
原則として、**事業所又は施設ごとに設定**するものとする。

例) 午後5時から翌午前9時までの16時間

「夜勤を行う職員」の算出方法

夜勤を行う職員の数、**1日平均夜勤職員数**とする。

1日平均夜勤職員数は、**暦月ごとに夜勤時間帯における延勤務時間数**を、**当該月の日数に16を乗じて得た数で除すること**によって算定し、**小数点第3位以下は切り捨てる**ものとする。

例) 5月において、暦月の夜勤時間帯の延勤務時間数が1,685時間の場合

$$\begin{aligned} \text{(夜勤時間帯における延勤務時間数)} \div \text{((当該月の日数) } \times 16) &= 1,685\text{時間} \div (31 \times 16) \\ &= 1,685\text{時間} \div 496 \\ &= 3.397177\cdots \\ &= \mathbf{3.39\text{人}} \text{ (小数第三位以下切捨)} \end{aligned}$$

関連する主なQ & A

関連Q & A	質問	回答
21.3.23 介護保険最新情報 vol.69 平成21年4月改定関係 Q & A(vol.1)	ユニットや 専門棟がある場合の取扱い はどうすべきか。	施設全体に対しての加算であるが、 一部ユニット型については、ユニット部分及び多床部分それぞれで要件を満たす必要がある こと。なお、この場合にあっては、要件を満たしている部分に対して加算を算定するものであること。 専門棟についても同様 である。
21.3.23 介護保険最新情報 vol.69 平成21年4月改定関係 Q & A(vol.1)	夜勤職員配置加算の算定は日ごとで考えるのか、それとも1月ごとの平均で考えるのか。1月ごととした場合は、介護療養型医療施設と同様に、該当した月の翌月からの算定でよいのか。	1月ごとの平均とし、算定の方法は介護療養型医療施設と同様に、要件を満たし、届出が受理された月の翌月からの算定でよい。